

決裁日付印

## 契約医療機関記入例

## 人間ドック等申込書 兼 補助金請求書

被保険者	フリガナ	ケンポ タロウ	保 険 証 の			
	氏名	健保 太郎	記号	01	番号	234567
	事業所名	不二サッシ(株)	所属	健保部		TEL
受診者	自宅住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 川崎市幸区鹿島田1-1-2 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
	フリガナ	ケンポ タロウ	生 年 月 日	続柄	年齢	
	受診者名	健保 太郎	T・S 56 年 1 月 1 日	本人	36 歳	
	健診機関名	左記健診機関は 契約医療機関で			ある・ない	
	利用区分	PET(電子放射線断層撮影) 脳ドック・人間ドック(1泊2日) 人間ドック(日帰り)・その他				
利用日	平成 29 年 6 月 1 日 ~ 平成 29 年 6 月 1 日					
契約医療機関以外で 立替払いをされた方 のみご記入下さい	上記の通り人間ドック補助金の支給を請求します。 尚、この人間ドックは 〇〇 年 〇 月 〇 日に委任します。 不二サッシ健康保険組合理事長 殿 <b>記入不要</b>					
事業所担当者印	担当		受付日付印			

## 注意事項

## ※ 健保組合の契約医療機関以外で『立替払い』をされた方は、補助金請求書に領収書(原本)・健診結果コピーを添付して提出して下さい。

- 契約医療機関で受診された方は、個人負担金を医療機関の窓口にてお支払下さい。
- 健保組合補助額は利用金額の70%です。(1円未満切捨て)  
但し、限度額は70,000円です。同時に各区分(脳ドック、人間ドック等)を重複受診した場合は、その合計金額に対し補助率、限度額を適用します。
- 補助金支給は対象者1人について年度内(4月1日~翌年3月31日)1回が限度です。
- 契約医療機関で受診する方は、受診予定日より7日前までに提出し、契約医療機関以外で受診された方は、受診後15日以内に提出してください。

## 《必ずお読みください》

健保組合の契約医療機関で受診された方の健診結果控え等は、ご本人の結果表とは別にすべて健保組合に提出されます。  
また、健保組合の契約医療機関以外で受診された方は、受診後補助を申請される際に健診結果のコピーを当該申請に添付しご提出いただきます。健保組合の健診補助により、受診申込みされた方は上記のことをご了承いただけましたものとします。  
なお、お預かりしたデータは「不二サッシ健康保険組合プライバシーポリシー」に基づき、厳重なる管理を行い利用目的以外の使用はいたしません。

決裁日付印

## 契約医療機関以外記入例

## 人間ドック等申込書 兼 補助金請求書

被 保 険 者	フリガナ	ケンポ タロウ	保 険 証 の			
	氏名	健保 太郎	記 号	01	番 号	234567
	事業所名	不二サッシ(株)	所 属	健保部	TEL	××-××××-××××
受 診 者	自宅住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 川崎市幸区鹿島田1-1-2 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
	フリガナ	ケンポ タロウ	生 年 月 日	続 柄	年 齢	
	受診者名	健保 太郎	T・S 56 年 1 月 1 日	本人	36 歳	
	健診機関名	左記健診機関は 契約医療機関で			ある・ない	
	利用区分	PET (電子放射線断層撮影) 脳ドック・人間ドック (1泊2日) 人間ドック(日帰り)・その他				
利用日	平成 29 年 8 月 1 日 ~ 平成 29 年 8 月 1 日					
契約医療機関以外で 立替払いをされた方 のみご記入下さい	上記の通り人間ドック補助金の支給を請求します。 尚、この人間ドック補助金の受領を 健康保険組合 事業所担当者名 殿 に委任します。 平成 29 年 6 月 1 日 被保険者氏名 健保 太郎 健保印 不二サッシ健康保険組合理事長 殿					
事業所担当者印	担当	受付日付印				

## 注意事項

## ※ 健保組合の契約医療機関以外で『立替払い』をされた方は、補助金請求書に領収書(原本)・健診結果コピーを添付して提出して下さい。

- 契約医療機関で受診された方は、個人負担金を医療機関の窓口にてお支払下さい。
- 健保組合補助額は利用金額の70%です。(1円未満切捨て)  
但し、限度額は70,000円です。同時に各区分(脳ドック、人間ドック等)を重複受診した場合は、その合計金額に対し補助率、限度額を適用します。
- 補助金支給は対象者1人について年度内(4月1日~翌年3月31日)1回が限度です。
- 契約医療機関で受診する方は、受診予定日より7日前までに提出し、契約医療機関以外で受診された方は、受診後15日以内に提出してください。

## 《必ずお読みください》

健保組合の契約医療機関で受診された方の健診結果控え等は、ご本人の結果表とは別にすべて健保組合に提出されます。  
また、健保組合の契約医療機関以外で受診された方は、受診後補助を申請される際に健診結果のコピーを当該申請に添付し  
ご提出いただきます。健保組合の健診補助により、受診申込みされた方は上記のことをご了承いただけたものとします。  
なお、お預かりしたデータは「不二サッシ健康保険組合プライバシーポリシー」に基づき、厳重なる管理を行い利用目的以外の  
使用はいたしません。